

入院基本料について

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づき、次の入院基本料の届出をしている医療機関です。

回復期リハビリテーション病床 28床

・回復期リハビリテーション病棟入院料4

「当病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と1日に3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝8時半～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内、看護補助者1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜0時まで、看護職員・看護補助者1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- ・ 深夜0時～朝8時半まで、看護職員・看護補助者1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

（令和7年6月1日現在）